平成２５年（フ）第３５０号
静岡県沼津市岡一色532番地　ハイツジュン105
債務者　岩本真由美（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
静岡県御殿場市東田中1417番地の２　ファミールヴィラ御殿場227
債務者　小松原忠克
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
静岡県駿東郡小山町須走495番地の550
債務者　髙橋美津子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１６号
名古屋市千種区振甫町２丁目66番地の２　ｆメゾン振甫205号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目17番３号　アレアイーストコート新栄603号
債務者　岡崎　勇人
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０４８号
大阪府東大阪市鷹殿町11－４　ハイツ石井402、住民票上の住所大阪府東大阪市中石切町２丁目２番35号
債務者　日田　　旭
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１１号
大阪府東大阪市小若江２丁目15番１号、住民票上の住所大阪府東大阪市上小阪２丁目１番16号
債務者　河島　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３４号
大阪府摂津市正雀本町１丁目39番20号
債務者　石橋　正行
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３１号
大阪市阿倍野区文の里２丁目13番19号ゼファー文の里302号
債務者　西村　秀雄
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５３号
大阪市住吉区住吉１丁目６番６号　住吉ハイツ406号、前住所大阪市大正区三軒家西３丁目４番16号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５７号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目１番21―604号
債務者　西川　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５８号
大阪府東大阪市友井１丁目３番17号　第１弥刀マンション407号
債務者　八木　秀幸
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７５号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番19号ピア西淀川Ｂ棟402号室
債務者　山本　咲良
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６３号
堺市中区深井清水町2046番地７
債務者　小林　和美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８０号
堺市堺区中安井町１丁４番10号ふぁみ～ゆ安井Ｉ807号室、住民票上の住所和歌山県橋本市谷奥深284番の４号地
債務者　東　　健二
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６５７号
横浜市磯子区滝頭３丁目７番30号　メゾン根岸101号
債務者　中村　久美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０８号
横浜市中区山元町３丁目126番地17　パークサイドヴィラ101号室
債務者　高木　宏美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート16棟406号
債務者　倉形未佐子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部